

令和6年3月

第134回丹波市議会定例会議案書

人事案件は
白ページにしています。
(P1 ~ 3)

議案第14号

丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について

丹波市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議決を求める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

議案第15号

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更に係る協議について

兵庫県市町村職員退職手当組合規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議決を求める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「3年」を「4年」に改める。

別表第1号表中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年丹波市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

丹波市立青垣児童公園条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立青垣児童公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立青垣児童公園条例の一部を改正する条例

丹波市立青垣児童公園条例（平成16年丹波市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第4条中「しようとする者」を「する者（以下「利用者」という。）」に改める。

第7条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第14条とし、第6条を第13条とし、第5条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

（使用の許可）

第5条 公園において、出店広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、公園の管理上必要な条件を付すことができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第6条 前条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外に使用してはならない。

（使用料の額及び納付方法）

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、許可の際に徴収する。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

（使用料の免除）

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付）

第9条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項

を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その損害の責めを負わないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の制限)

第11条 公園に特別の設備をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

施設の名称	区分及び単位	使用料
出店広場	キッチンカースペース 1区画1日当たり	1,000円
	テントスペース 1区画1日当たり	500円

備考 電気を使用する場合は、その実費に相当する額を別に徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第18号

丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市税条例等の一部を改正する条例

(丹波市税条例の一部改正)

第1条 丹波市税条例(平成16年丹波市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第71条第1項第2号中「市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順」を「天災その他の災害」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第80条第1項中「軽自動車等」を「原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下この節において「軽自動車等」という。)」に改める。

第89条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に、「事情により市長が減免の必要があると認める者が所有する軽自動車等」を「事由があるもの」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第90条第2項及び第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第1項第2号中「市の全部又は一部にわたる災害」を「天災その他の災害」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

(丹波市介護保険条例の一部改正)

第2条 丹波市介護保険条例(平成16年丹波市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、納期限後においても申請することができる。

(丹波市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 丹波市国民健康保険税条例(平成17年丹波市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「事由の発生の日から7日以内」を「納期限まで」に、「申告書」を「申請書」に改め、同

項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、納期限後においても申請することができる。

第27条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

丹波市営自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市営自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市営自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例

丹波市営自転車等駐輪場条例（平成16年丹波市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

丹波市営和田下町バス停駐輪場	丹波市山南町和田1194番地4
----------------	-----------------

」

を

「

丹波市営和田下町バス停駐輪場	丹波市山南町和田1194番地4
丹波市営富田橋バス停駐輪場	丹波市山南町小野尻543番地6

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

丹波市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市営駐車場条例の一部を改正する条例

丹波市営駐車場条例（平成21年丹波市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。
第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合は、駐車場の管理運営に必要な経費は、指定管理者の負担とする。ただし、行政財産としての保全上その他正当な理由により指定管理者に負担させることが適当でないと認めるものは、市の負担とする。
第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第14条 市長は、指定管理者に駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は当該指定管理者に対し利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 第4条、第10条第1項、第11条第2項、第12条及び前条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第2中「第18条」を「第14条、第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第21号

市有財産の無償譲渡について（梶原自治会）

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

1 無償譲渡する財産

土地

所在	地目	面積
丹波市市島町北奥字東神池奥2227番14	山林	114,725m ²
丹波市市島町北奥字東神池奥2227番15	山林	46,865m ²
合計（2筆）		161,590m ²

2 無償譲渡の相手方

名称 梶原自治会

代表者 荒木 武夫

所在地 兵庫県丹波市市島町梶原330番地3

議案第22号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.20」を「100分の7.26」に改める。

第5条中「27,100円」を「28,200円」に改める。

第6条中「100分の2.30」を「100分の2.48」に改める。

第7条の2中「8,500円」を「9,500円」に改める。

第7条の3第1号中「6,500円」を「6,900円」に改め、同条第2号中「3,250円」を「3,450円」に改め、同条第3号中「4,875円」を「5,175円」に改める。

第8条中「100分の2.45」を「100分の2.52」に改める。

第9条の2中「11,800円」を「12,300円」に改める。

第9条の3中「6,100円」を「6,300円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「18,970円」を「19,740円」に改め、同号ウ中「5,950円」を「6,650円」に改め、同号エ（ア）中「4,550円」を「4,830円」に改め、同号エ（イ）中「2,275円」を「2,415円」に改め、同号エ（ウ）中「3,413円」を「3,623円」に改め、同号オ中「8,260円」を「8,610円」に改め、同号カ中「4,270円」を「4,410円」に改め、同項第2号ア中「13,550円」を「14,100円」に改め、同号ウ中「4,250円」を「4,750円」に改め、同号エ（ア）中「3,250円」を「3,450円」に改め、同号エ（イ）中「1,625円」を「1,725円」に改め、同号エ（ウ）中「2,438円」を「2,588円」に改め、同号オ中「5,900円」を「6,150円」に改め、同号カ中「3,050円」を「3,150円」に改め、同項第3号ア中「5,420円」を「5,640円」に改め、同号ウ中「1,700円」を「1,900円」に改め、同号エ（ア）中「1,300円」を「1,380円」に改め、同号エ（イ）中「650円」を「690円」に改め、同号エ（ウ）中「975円」を「1,035円」に改め、同号オ中「2,360円」を「2,460円」に改め、同号カ中「1,220円」を「1,260円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,065円」を「4,230円」に改め、同号イ中「6,775円」を「7,050円」に改め、同号ウ中「10,840円」を「11,280円」に改め、同号エ中「13,550円」を「14,100円」に改め、同項第2号ア中「1,275円」を「1,425円」に改め、同号イ中「2,125円」を「2,375円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「3,800円」に改め、同号エ中「4,250円」を「4,750円」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第23号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

丹波市消防団員等公務災害補償条例（平成16年丹波市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の丹波市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた丹波市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第24号

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例

丹波市介護保険条例（平成16年丹波市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第2号中「44,900円」を「41,340円」に改め、同項第3号中「53,460円」を「49,180円」に改め、同項第6号から第8号までの規定中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第9号ア中「430万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」を加え、同項第10号ア中「430万円以上650万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「除く。」の次に「又は次号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。」を加え、同項第11号中「前各号のいずれにも該当しない者 141,130円」を「次のいずれかに該当する者 149,680円」に改め、同号に次のように加える。

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

第4条第1項に次の4号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 163,940円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 171,070円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満であって、前各号のいずれに

も該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 185,320円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 206,710円

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「14,250円」を「12,830円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「14,250円」を「12,830円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「14,250円」を「12,830円」に、「49,890円」を「48,820円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号」を「第13号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の丹波市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第25号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年丹波市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「第1項」を「前項」に改め、同条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」

を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第2項中「第42条」を「前条」に改める。

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第1号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同

項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。
- 第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。
- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
- (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 緊急時の体制整備
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
- 第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき

協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。
第151条第4項中「第152条」を「次条」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」を削る。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「介護保険法施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第1号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第199条第8項中「第7項」を「前項」に、「前項」を「同項」に改める。
第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「第202条」を「前条」に改める。

(丹波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 丹波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年丹波市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護

予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改め、同条後段中「、第59条」を削る。

(丹波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 丹波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年丹波市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、「一以上」を「1以上」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第40条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができます。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握

できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第36条第1項中「第35条」を「前条」に改める。

(丹波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 丹波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年丹波市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に改め、「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項

とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第20号中「市町村」を「市」に改め、同条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第17条、第19条の見出し及び同条中「市町村」を「市」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第3項及び第4項並びに第30条第1項中「市町村」を「市」に改める。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する市町村」を「の規定による市」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「第33条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の丹波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の丹波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の丹波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準第92条第7号及び第197条第7号、新地域密着型介護予防サービス条

例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス条例第106条の2（新地域密着型サービス条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス条例第172条第1項（新地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第26号

丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金条例を廃止する条例
の制定について

丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金条例を廃止する条例

丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金条例（令和2年丹波市条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例

丹波市アフタースクール実施条例（平成26年丹波市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2長期休業中利用の項中「8,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第30条、第32条、第45条及び第48条中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第29号

丹波市市営住宅新川町団地の廃止について

丹波市市営住宅新川町団地を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならぬ重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、同意を求める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市市営住宅新川町団地
- 2 所在地 丹波市青垣町佐治344番地
- 3 用途 市営住宅
- 4 廃止年月日 令和6年3月31日

議案第30号

丹波市上下水道事業運営審議会の設置に関する条例の制定について

丹波市上下水道事業運営審議会の設置に関する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市上下水道事業運営審議会の設置に関する条例

(設置)

第1条 丹波市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の運営に関する事項を審議するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、丹波市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

（1）上下水道事業に係る計画の策定等に関すること。

（2）水道料金及び下水道使用料に関すること。

（3）水道事業に係る加入金並びに下水道事業に係る受益者負担金及び分担金に関すること。

（4）その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

（1）識見を有する者

（2）関係団体の代表者

（3）公募による市民

（4）その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職

務を代理する。

- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。
(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 議長は、会議において必要があると認めるとときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例の廃止)
2 丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例（平成18年丹波市条例第1号）は、廃止する。
(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
3 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

消防審議会委員	日額	7,000
水道事業運営審議会委員	日額	7,000
下水道事業運営審議会委員	日額	7,000
教育委員	月額	57,000

」

を

「

消防審議会委員	日額	7,000
上下水道事業運営	大学教授、准教授	1回
審議会委員	上記以外	日額
教育委員	月額	57,000

」

に改める。

(丹波市水道事業給水条例の一部改正)

- 4 丹波市水道事業給水条例（平成16年丹波市条例第221号）の一部を次のよう

に改正する。

目次中

「第6章 水道事業運営審議会（第40条—第46条）

第7章 貯水槽水道（第47条・第48条）

第8章 補則（第49条）」

を

「第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）

第7章 補則（第42条）」

に改める。

第6章を削る。

第7章中第47条を第40条とし、第48条を第41条とする。

第7章を第6章とする。

第8章中第49条を第42条とする。

第8章を第7章とする。

議案第31号

丹波市水道事業給水条例及び丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市水道事業給水条例及び丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市水道事業給水条例及び丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(丹波市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 丹波市水道事業給水条例（平成16年丹波市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第35条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年丹波市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第32号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例（平成16年丹波市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農業集落排水施設	和田西浄化センター	丹波市山南町小野尻618番地2	富田、小野尻、小畠、西谷、山本、五ヶ野、坂尻
農業集落排水施設	川東浄化センター	丹波市市島町下竹田1966番地2	石原、森、表
農業集落排水施設	美和西浄化センター	丹波市市島町与戸2553番地	戸坂、白毫寺、与戸
農業集落排水施設	鴨庄浄化センター	丹波市市島町南322番地	南、喜多、上牧

」

を

「

農業集落排水施設	和田西浄化センター	丹波市山南町小野尻618番地2	富田、小野尻、小畠、西谷、山本、五ヶ野、坂尻
農業集落排水施設	鴨庄浄化センター	丹波市市島町南322番地	南、喜多、上牧

」

に改める。

別表第2中「川東浄化センター」及び「美和西浄化センター」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。